

公 告

筑後川河川事務所管内における機械設備及び災害対策用機械の 災害時等緊急対応に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和 4 年 1 月 1 4 日

国土交通省 九州地方整備局
筑後川河川事務所長 吉田 大



1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、筑後川河川事務所が直轄管理する筑後川水系、及び矢部川水系（以下「直轄管理区間」という。）において、災害が発生、若しくは発生が予想される場合や機械設備に重大な故障、不具合が発生した場合（以下「災害時等」という。）、緊急的に処置の必要な箇所の発見及び復旧対策、又は災害対策用機械の運搬・運転等（以下「緊急対応」という。）の必要が生じる事を想定し、あらかじめ緊急対応の実施業者を定めておくことにより、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に資することを目的とするものである。

(2) 基本協定区間及び対象区分

本協定の協定締結区間は直轄管理区間とする。

なお、災害対策用機械の災害時等緊急対応等の協定締結区間は、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長若しくは、応急対策本部長（九州地方整備局長）から要請があった場合には、直轄管理区間外も対象となる。

対象区分は次表のとおりとする。

対象区分	協定締結 業 者 数	協定区間及び対象設備等
排水機場ポンプ設備	1 0 社程度	直轄管理区間において筑後川河川事務所が管理する排水機場のポンプ設備及び附帯する機械設備
堰水門設備	1 0 社程度	直轄管理区間において筑後川河川事務所が管理する堰、水門等の機械設備及び附帯する機械設備
樋門樋管設備及び災害 対策用機械の緊急対応	1 0 社程度	直轄管理区間において筑後川河川事務所が管理する樋門、樋管等の機械設備及び附帯する機械設備及び災害対策用機械の緊急対応

協定区間及び対象設備等の詳細は技術等説明書に示すとおりとする。

(3) 災害対策用機械の対象範囲

本協定の対象機械は、筑後川河川事務所が保有する緊急内水対策車及び九州地方整備局が保有する災害対策用機械のうち対策本部車、待機支援車、情報収集車、排水ポンプ車、照明車、小型土のう造成機及び簡易遠隔操縦装置を基本とする。

(4) 協定の期間

令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで

(5) 協定締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、災害基本協定の締結実績、協定に基づく活動実績、雇用技術者数、工事等の施工実績等を総合的に評価して協定締結業者を選定する。

評価基準は技術資料説明書に示すとおりとする。

なお、工事等の施工実績を有しなくても本公告に参加できる。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急対応等を実施する場合は、速やかに工事等の請負契約を締結する。また、その実施にあたっては関係法令等を遵守するものとする。

(7) 当該協定に基づき施工業者等と契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

ただし、協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事や役務履行を行わないことになることを付記する。

(8) 請負契約を行う協定締結業者は、上記(5)による評価順位の高い順に要請する。

なお、優先順位については協定締結の際に示すものとする。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和3・4年度の機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を令和4年4月1日時点において受けていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 本協定は災害時等の緊急対応等を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象者は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する者を対象とする。

(5) 本協定の申請において、対象区分を「樋門樋管設備及び災害対策用機械の緊急対応」とする場合は、九州地方整備局管内に本店、支店または営業所が所在し、また派遣技術者が所属する部署等の所在地が「福岡県内」、「佐賀県内」若しくは「大分県内」にあること。

(6) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から締結業者決定までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要

領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒830-8567

福岡県久留米市高野1丁目2番1号（電話 代表0942-33-9131）

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 管理課

担当：課長 甲斐 剛（内線331）

専門官 宮久 公夫（内線502）

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和4年1月14日（金）から令和4年2月4日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒830-8567 福岡県久留米市高野1丁目2番1号
国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 管理課執務室内
- ③ 交付方法：手渡し、又は希望により郵送も可。

(3) 協定締結参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和4年1月14日（金）から令和4年1月28日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 提出場所：上記3（1）に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便。託送は書留郵便と同等のものとする。）により、提出期間内に必着で提出する。
提出期間内に間に合わない場合は、FAXにより提出してください。
FAX番号：0942-35-0219（管理課直通）
※1 FAX送信後は必ず着信を確かめて下さい。
※2 FAX送信の宛先は「管理課 宮久」とする。

(4) 技術資料の提出期間、場所および方法

- ① 提出期間：令和4年1月14日（金）から令和4年2月4日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 提出場所：上記3（1）に同じ。
- ③ 提出方法：上記3（3）③に同じ。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、その他の詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、業種が機械設備工事において、総合評価入札制度の評価対象となる。